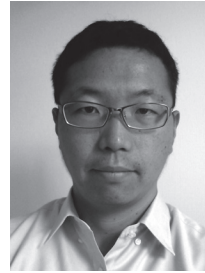


営繕工事における 「入札時積算数量書活用方式」の 試行について

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室
営繕積算高度化対策官
田中宏明



1. はじめに

官庁営繕部及び各地方整備局営繕部等(以下「営繕部等」という。)の工事発注における数量書の取扱いについては、入札説明書等の公開と同時に数量書を参考として示す「数量公開」を平成2年度に開始し、平成21年度からは躯体の一部数量について契約数量を試行してきました。

今般、発注者の積算数量の位置づけを明確にする新たな取り組みである「入札時積算数量書活用方式」を、営繕部等の発注工事において今年度入札手続きを開始する案件(随意契約除く)から試行導入しましたので、その概要について説明します。

2. 試行導入の背景

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「改正品確法」という。)では、第3条の基本理念において、「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と規定され、また第7条の発注者責務において「適正な予定価格の設定」が規定されました。

発注者の積算数量に関しては、これまでも数量公開や契約数量の試行において発注者積算数量の透明性・妥当性等の確保に努めてきたところですが、この改正品確法の趣旨を踏まえ、今回更なる取り組みを行うこととしました。なお、建築工事は設計図面に基づいて工事目的物を作ることを目的とすることが一般的であるため、数量の履行を契約事項とする契約数量とは異なる新たな取り組みを今般導入することとしました。

3. 概要

本方式は、「契約後、発注者が入札手続き時に示した入札時積算数量書(これまでの数量書と内容

が変わるものではありません)の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量の訂正及び請負代金額の変更を行うことを契約事項とする」というものです。工事請負契約書にこのための規定を盛り込むこととしています。

なお、入札時積算数量書の積算数量の活用を入札条件とするものではありません。このため、入札参加者が独自の数量を用いて入札することは可能ですが、契約後に、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の受注者からの協議は、入札時積算数量書の当該疑義数量と、受注者が入札時に提出した工事費内訳書の当該数量が同じ場合にのみ行うことが可能としています。

本方式による協議の対象は入札時積算数量書の積算数量ですが、細目別内訳書において数量が一式と表記された項目を対象から除いています。これは、一式と表記された項目の数量積算については、各企業の施工計画に基づく数量であるものや、各企業独自の積算の考え方に基づくものがあると考え、試行では本方式による協議の対象から除いています。なお、一式と表記された項目の詳細を記した別紙明細(入札時積算数量書別紙明細)についてもこれまでと同様に参考として公開(一部数量は除く)するとともに、入札手続き時に質問がある場合にはそれを受け付け、必要に応じて予定価格の変更を行います。

入札時積算数量書の積算数量は、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準(以下「数量基準」という。)に基づくものですので、本方式における協議は数量基準に基づいて行うこととなります。また、入札時積算数量書の積算数量は、工事目的物を拘束するものではないため、その数量の施工を受注者に求めるものではなく検査も行いません。

4. 効果

効果については大きく2つあると考えています。1つ目は、導入の背景にもあるとおり、適正な数量に基づいた請負代金額となることで、契約の適正化に資するとともに、公共建築の品質確保にも繋がると考えております。

2つ目が、契約後に発注者積算数量に疑義があった場合に協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用がより促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与するものと考えています。

5. おわりに

本方式については、試行を進める中で、建設業

団体の方や工事の受注企業の方等から意見を頂く等により課題を把握し、よりよい枠組みに改善していきたいと考えています。また他の公共建築の発注機関への普及についても各種会議や研修、公共建築相談窓口における相談対応などを通じて取り組んでいく予定です。

【参考HP】

○営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行について：

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000026.html#koujihi

○公共建築相談窓口：

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

「入札時積算数量書活用方式」の概要

